

# 学校徴収金取扱要項

## <公費・私費負担区分等ガイドライン>

令和3年4月

(令和5年3月 改訂版)

つくば市教育委員会

## はじめに

学校徴収金は、教育活動において必要となる経費の中で、保護者が学校教育の充実・発展を願い、受益者負担の考えに基づいて負担している経費です。

その管理と取扱いは、教育活動の充実・発展という所期の目的を達成するために、包括的に学校長に信託されているものであり、各学校はこの負託に応じるために最大限の努力を行う責務があります。

つくば市教育委員会では、平成31年4月に茨城県教育委員会が発行した「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」に基づき、学校徴収金等に関する事務の適正かつ効率的な執行を推進するため、「つくば市立小・中・義務教育学校学校徴収金取扱要項」を策定しました。本要項では、各学校に共通する主な会計の処理方法等について基本的な指針を示しています。

一方、学校単位での処理方法等については、学校が定めた取扱要項等によらず、慣習に従ったり、安易に事務処理を行ったりする状況が見受けられるなど、学校単位での異なった対応となっています。

また、各学校は、総合的な視点に立って学校徴収金等の適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要があります。

こうしたことから、各学校における学校徴収金の適正な取扱いを図り、保護者の期待と信頼に応えうる適正な事務処理に努めることにより、開かれた学校づくりが一層推進されることを期待し、本ガイドラインを作成しました。

つくば市教育委員会教育長 森田 充

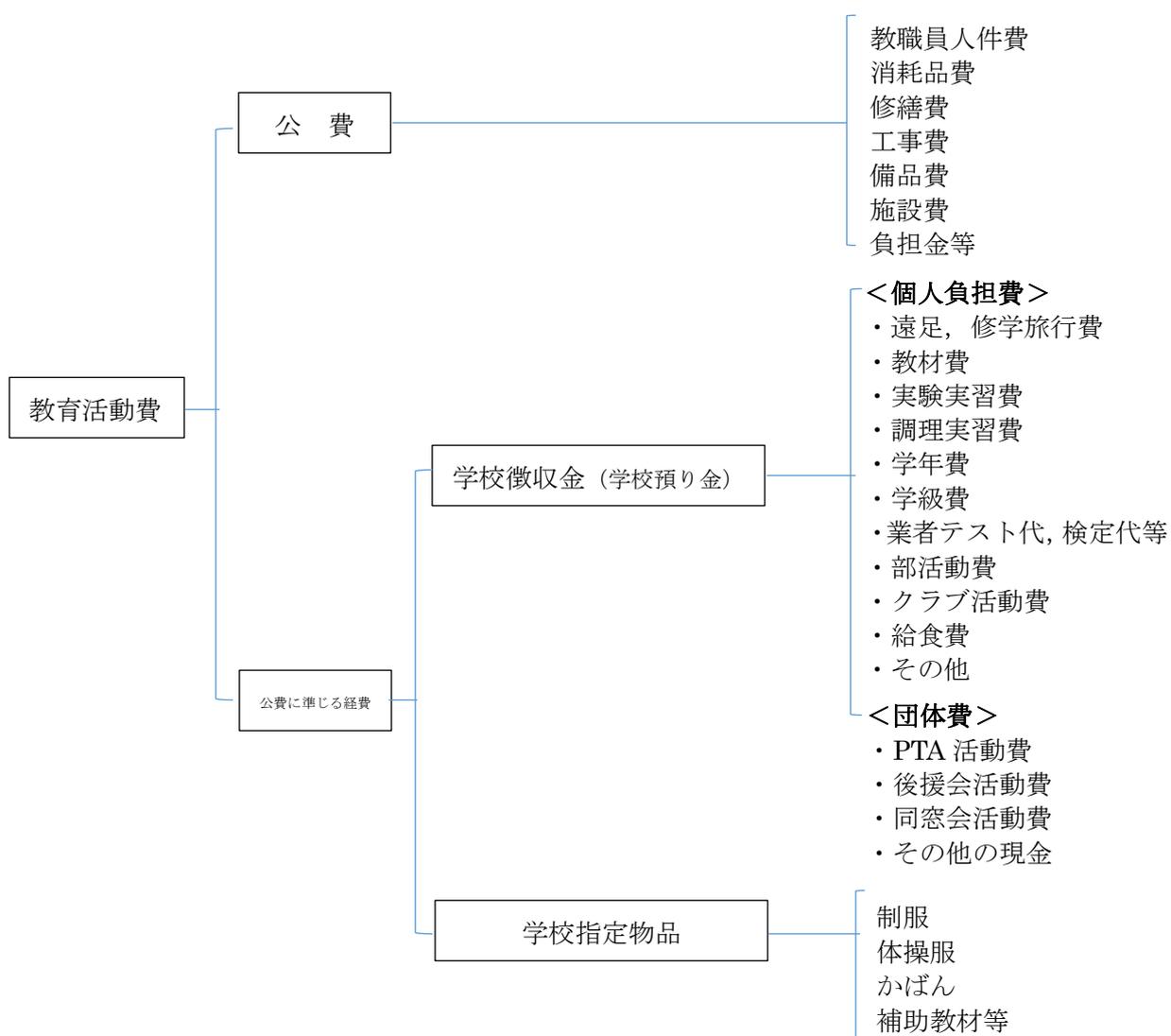
## I 学校徴収金に関する基本的な考え方

学校徴収金とは、県費及び国費以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費です。

その取扱いは、教育活動の充実・発展という所期の目的を達成するための、包括的に学校長に信託されているものであり、学校長はこの負担に応じるために最大限の努力を行う責務があります。

学校長は、学校徴収金の処理及び適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行うことが重要です。

### ◆ 学校諸費体系図



## 1 学校徴収金（学校預り金）

学校における教育活動費は、施設の維持・管理や教科指導に係る経費（公費）と受益者負担の考えに基づく経費（公費に準じた経費「以下、私費という。」）とに分かれる。

私費は、PTA 等の関係団体のための経費（団体費）と学年・学級経営、教材購入のための経費、部活動の運営のための経費等、保護者が学校に納める経費（個人負担金）とに分かれる。個人負担費、団体費、を「学校徴収金」（学校預かり金）という。

その徴収は校長の校務掌理権（学校教育法 37 条 4 項）の一貫として各教員が校務分掌により担当するのが一般的である。

## 2 公費と私費の負担区分の明確化

学校教育で必要とされている経費には、税金等によって賄われる「公費」と、児童生徒・保護者が自らのために個人負担する「私費」があります。

学校の管理運営や教育に必要な経費については、原則、設置者である市が負担すべきであり（地方財政法第 27 条の 4）、安易に PTA 等の学校の運営支援等を行う関係団体に負担を求めることは適切でなく、保護者負担の軽減の観点からも、公費と私費の負担区分を明確にした上で、適正な会計処理を行うことが望ましい。公費・私費の負担区分は、概ね次の観点に立って区分することができる。（別表 1）

別表 1 公費・私費の負担区分の基準

① 公費負担とすべき経費	○教職員の人件費    ○授業料    ○教科用図書 ○施設整備費 ○学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費 ○その他管理、指導のために要する経費
② 私費負担とすべき経費	○ <u>児童生徒個人の所有物に係る経費（受益者負担の考え）</u> ※学校、家庭いずれにおいても使用できるものや学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材、教具として使用するもの （教科書以外の個人用図書、ノート、文房具、補助教材学習用具等） ○ <u>修学旅行・宿泊学習・現場実習・遠足・観劇の参加費等、実験実習費など教育活動の結果として、その教材教具そのもの、又はそこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの</u> に係る経費 ○生徒会活動や部活動などの生徒の活動に係る経費 ○PTA 等の団体活動や管理運営費
③ PTA 等から支援を受けることが可能な経費	○市が負担する経費（配分予算）で行う標準的な水準を上回る、より良い教育環境を望む PTA 等の考えに基づき、学校教育の充実・発展のため、PTA 等の同意のもとに善意・自発的な要望がある場合は、PTA 等からの支援を受けることは可能とする。

### 3 私費を経理する学校の責務

学校徴収金（学校一時預り金）は、保護者等から預かった、または関係団体からその会計事務を負託され預るお金であり、その会計事務にあたっては、公費同様に適正かつ正確に行うべきものである。

学校徴収金は、児童生徒個々に直接還元される性質のものであるとは言え、保護者に負担を求めるものであり、その徴収及び執行にあたっては、必要性の厳選はもとより、最少負担でより効果が上がるように努めなければならない。

また、団体徴収金の執行権限はその団体にあり、関係団体会員の総意によって、主体的かつ計画的に行われるものであり、会計事務のみを負託された学校長は、その使途について、予算・決算において詳細に説明すべき責務がある。

### 4 学校徴収金に係る債権・債務の確定行為

学校徴収金は、保護者の了解のもとに預って執行するものである。保護者等に対して金銭を請求しようとするためには、法令や契約上の根拠が必要となる。

現在の学校徴収金の形態は、学校長と保護者等の任意の依頼行為であり、条例等で規定されていない。

将来的に法律上の請求を行う必要がある場合を想定すると、契約行為を根拠とすることが妥当と考えられる。

債権者（学校長）と債務者（保護者）を明確にするためには、各種の学校徴収金を学校の指定する方法等により支払うことを承諾する旨の書面を作成する方法がある。

### 5 適正な事務処理

公費の会計処理は、地方自治法等に従い適正に事務処理することが義務付けられているが、学校徴収金が学校運営において必要な経費であることを考えれば、公費同様の適正な事務処理を行うことが必要である。また、保護者の信託に基づいて学校徴収金の事務を行う以上、その徴収・執行にあたっては、学校長の職務命令のもと、公務の一環として位置付け、教職員一人ひとりが自覚を持ち、厳正な服務規律を徹底する必要がある。

### 6 保護者負担の軽減

学校徴収金が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努めることが重要である。

特に、児童生徒、保護者の多様な教育的ニーズへ柔軟に対応しつつ、特色ある学校づくりが求められていることから、事業や購入品目の定期的な見直しを行い、保護者に過度の負担を強いることなく進めていくことが重要である。

## 7 説明責任と情報提供

学校徴収金の管理と取扱いは、保護者が学校長に対し信託していると考えられるものであり、保護者の立場にたつて、意見の反映や負担軽減に努めなければならない。具体的な事務処理は、校長の監督のもと教職員、事務職が行っているが、その資金の拠出者は保護者であり、開かれた学校を推進する上からも学校長は、説明責任と情報提供に努めなければならない。

学校長は、学校徴収金の額の決定、修学旅行の企画等を行う場合は、保護者の意向が反映されるように努めなければならない。

また、学校徴収金の各種会計においては、経費徴収の内容（徴収額、徴収目的、主な用途等）を明確にし、全ての収入及び支出の執行が終了したら、保護者の中から選任された監査員の会計監査を受け、決算及びその結果を学校長名で保護者、教職員、学校評議員に書面等で配付する必要がある。

## 8 公費及び私費の負担区分整理

### (1) 保護者等への安易な負担転嫁の禁止

学校の管理運営に係る経費は、学校教育法第5条の規定に基づき設置者負担の原則に則り、及び地方財政法第27条の4の規定に基づき、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物維持及び修繕に要する経費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならないとされている。平成24年5月9日付24文科初第187号においても文部科学省の見解が示されていることから、保護者等への安易な負担転嫁は行わないこととする。

### (2) 自発的寄附の承諾

関係団体からの各種寄附や支援については、地方財政法第4条の5で住民等に対し直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当て強制的に集金するようなことをしてはならない旨が規定されているものの、関係団体等からの自発的な寄附までは禁止されていないことから、それぞれの学校において、関係団体の総意と主体性に基づくものであれば、貴重な支援としてその受け入れを認めている。

### (3) 公費及び私費の負担区分（個別基準）

公費で負担すべきものを、予算の範囲内において適切な事業計画により対応することは当然であるが、その経費の負担を保護者に強いることを行ってはならない。公費と私費等の負担区分の基準については（別表1）のとおりとし、個別に判断する際は、個別基準（別表2）を参照し、判断することになる。ただし、公費負担するものであっても、教育的意義の観点から児童生徒の活動によって遂行することは妨げない。

別表2 公費及び私費の個別基準（例示）

区分	項目	内容	① 公費負担とすべき 項目	② <u>私費負担</u> とすべき 項目	③ PTA 等から支援を 受け取ることが可 能な経費
教育活動に係る経費	(1)教科活動	①設備の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業等に必要なもの（机、椅子、黒板、教壇、教卓等）</li> <li>・授業用教材等作成必要なもの（印刷機、コピー機、パソコン等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの （ICT 機器、多機能印刷機等）</li> </ul>
		②授業・指導に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業において教・実習等の指導に必要なもの（教員用教科書、指導書、教員用副教材、教科教材費、実験実習費等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒個人の所有となるもの（副教材、教科教材費、文房具、美術・書道用具、画用紙等）</li> <li>・教育活動の結果として、その教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの（実験実習費等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの （特別講師謝金、施設使用料等）</li> </ul>
		④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等に係る消耗品代</li> <li>・教科用備品の修理代</li> <li>・学校指定物品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒を被保険者として加入する保険料（日本スポーツ振興センター掛金、賠償責任保険料等）</li> <li>・体操着、上履き、カバン、靴、帽子等</li> </ul>	
	(2)特別活動	<p>①儀式的行事、運動会、体育祭、文化祭遠足・集団宿泊等の学校行事</p> <p>②学級活動</p> <p>③児童会・生徒会活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・儀式的行事の実施に必要なもの</li> <li>・入学式、卒業式に要する消耗品、印刷代（案内状、生花、来賓等リボン等）</li> <li>・学級運営指導に係る消耗品等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行、実習、遠足、芸術鑑賞等の参加費、交通費、宿泊費</li> <li>・児童生徒個人に渡る物品経費（卒業アルバム等）</li> <li>・PTA等の要望により用意する卒業生のコサージュ等</li> <li>・学校行事等に係る個人的な経費</li> <li>・学年、学級個人単位の掲示等に係る経費</li> <li>・生徒会活動に係る消耗品、印刷費等（文化祭、体育祭、運動会や委員会活動に係る経費等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・儀式的行事の実施に必要な経費で、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの （卒業証書ファイル、体育館用シート、冷暖房機器など）</li> <li>・児童生徒が自主的な活動として展示発表会等で使用するものでより良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの</li> </ul>

					(パネル、デジタルカメラ、ICT 機器等)
(3)進路指導 (キャリア教育)	①進学・就学指導	・進路指導に係る消耗品、印刷費、通信運搬費等	・進路資料、進路の手引き等 ・キャリアパスポート ・キャリア教育に関する講師講演料等 ・キャリア体験に係る施設入館料等 ・業者テスト等に基づく進路指導に関する経費 ・児童生徒の希望により実施する各各種検定料	・PTA 等の要望により整備する生徒用備品等は私費も可	
	②その他	・進路指導の各種会議、説明会等に係る経費又は旅費			
(4)課外活動	①部活動	・部活動に係るグラウンド整地等に係る経費	・各自が部活動使用する用具類 ・各種競技団体の登録料 ・外部指導者等へ謝金	・PTA 等の要望により整備する生徒用備品等は私費も可	
	②児童生徒の自主的な活動		・児童生徒旅費	・より良い教育環境の充実のため、PTA 等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの	
(5)その他の教育活動等	その他	・学校の主催で企画し実施する講演会等の講師謝金等 ・学校保健安全法に定める定期健康診断に係る経費 ・一定の教育水準を維持するための環境整備に係る経費等	・PTA その他の団体の主催で企画し実施する講演会等の講師謝金等 ・情報配信サービス回線使用料金等		

## II PTA 等学校関係団体からの支援

### (1) 事業等実施主体の明確化

学校の独自性やその特色を図るためなどの企画にあたっては、市が実施すべきか、または、保護者等からの要望などにより関係団体が実施すべきか、実施主体を明らかにし、会計の負担区分を明確にしなければならない。

市として行うべきものは、事業の必要性や実施の可否を市教育委員会の主務課と十分協議し、その上で予算の裏付けをもって実施しなければならない。

また、保護者からの要望などにより関係団体が実施する場合であっても、その必要性が十分検討・協議されて総意が得られたものについてのみ、主務課への報告や協議等を行って、情報共有の上で実施しなければならない。

### (2) 寄附や支援

#### ① 寄附や支援の申し出とその取扱い

市や学校に対しての関係団体からの自発的な寄附（金銭・物件）については法的には禁止されていない。

設置者である市が実施すべき基準や年次計画に位置付けがないもの等について、関係団体の総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援は、原則として、つくば市物品規則に定められる寄附の手続きに従い、適正に処理するものとする。

申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等へ負担とならないよう努めなければならない。

#### ② 手続き等を踏まえて寄附や支援等もありうる経費

○市が定める基準以上の施設・整備・備品等の整備や維持管理等に係る経費

○市予算における年次計画や優先順位等に対して、より早期対応を求められるものにかかる経費

○部活動関連経費

・学習指導要領において、部活動は生徒の自主的、自発的参加により行われるものであり、教育課程、教科としての位置づけではなく、教育課程との関連に留意する活動として位置づけられている。

・生徒の関心等により所属する部はまちまちであること、また、その活動内容等によってかかる経費の金額にも大きな差が生じる。

・このため、部活動に必要となる施設整備や備品の充実、またはその維持・修繕にかかる経費は、公費執行の公平性を保つためにも、原則的に保護者に負担を求めて運営されるものとする。

### (3) 事業への参画

PTA の事業の企画は、規約及び活動方針に基づき事業内容が組織内で十分検討され、会員の総意により決定されることから校長は、PTA から提案された支援を受けられるかどうかについては、学校内で十分検討することが必要になる。また、PTA 等から支援を受けることが可能な経費は、市が負担する経費（配分予算）で行う標準的な水準を上回る、より良い教育環境を望む PTA 等の考えに基づき、学校教育の充実・発展のため、PTA 等の同意のもとに善意・自発的な要望により提供される経費とする。

### (4) 会費の決定及び予算書の承認

PTA 会費は、原則として PTA の事業計画に基づく歳入、歳出、予算を基準に、PTA 組織で決定する。しかし、歳出経費の中に学校支援経費（学校教育活動を支援する経費、部活動の活性化に係る経費、進路指導の充実に係る経費等）を含んでいる場合、学校としては保護者負担軽減の観点から会費決定に関与する必要がある。

#### <参考資料等>

- ・都道府県教育長会議「学校教育にかかる公費負担の適正化について」（昭和 49 年 6 月）
- ・文科省通知「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」24 文科初第 187 号 平成 24 年 5 月 9 日
- ・「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」平成 31 年 4 月 1 日 茨城県教育委員会
- ・「つくば市立小・中・義務教育学校 学校徴収金取扱要項」令和 2 年 4 月 1 日 つくば市教育委員会
- ・つくば市物品規則
- ・「アイラブつくばまちづくり寄附基金条例」 条例第 16 号 平成 21 年 3 月 24 日
- ・「つくば市まちづくり寄附規則」 規則第 24 号 平成 21 年 4 月 3 日

#### <関連法令>

- ・憲法第 26 条第 2 項
- ・地方財政法第 27 条の 4
- ・地方財政法施行令 52 条
- ・学校教育法第 5 条
- ・学校教育法第 37 条 4 項